

旧藤本家住宅主屋及び東屋
保存活用計画（案）

平成 28 年 月
横 浜 市

目 次

第1章 はじめに

1 計画策定に至る経緯と目的	1
2 計画の範囲	2
3 旧藤本家住宅及びその周辺の保護等	3
4 計画策定の経過	12
5 計画の周知	12

第2章 計画の概要

1 特定景観形成歴史的建造物の概要	13
2 歴史的建造物保護の経緯	19
3 保護の現状と課題	20
4 計画の概要	21
5 事業計画	28

第3章 保存管理計画

1 保存管理の現状	29
2 保護の方針	36
3 管理計画	42
4 修理等計画	44

第4章 環境保全計画

1 環境保全の現状と課題	45
2 環境保全の基本方針	45
3 区域の区分と保全方針	46
4 建造物の区分と保護の方針	47
5 防災上の課題と対策	48

第5章 防災計画

1 防火・防犯計画	49
2 耐震対策	53
3 耐風対策	54
4 急傾斜地崩壊対策	55

第6章 活用計画

1 公開その他の活用の基本方針	56
2 公開活用計画	57
3 活用基本計画	60
4 実施に向けての課題	63

第7章 保護に係る諸手続

1 保護に係る諸手続	66
2 現状を変更しようとする場合の手続	66
3 保存に影響を及ぼす行為に係る諸手続	68
4 建築基準法に係る 変更を行おうとする場合の手続	69
5 その他の手続	69

第8章 今後の取組方針

1 計画の取組	70
2 計画の見直しについて	70

- 参考資料 -

○旧藤本家住宅及び 馬場花木園に関連する行政計画	71
-----------------------------	----

第1章 はじめに

1. 計画策定に至る経緯と目的

旧藤本家住宅主屋及び附属屋（以下、東屋とする。）は、鶴見区の西部、旧馬場村（現：鶴見区馬場2丁目20）の丘陵に挟まれた谷戸にあり、その周囲は、かつては谷戸田と呼ばれる水田地帯であった。当敷地の周囲は、馬場花木園（風致公園¹）として整備され、平成11年（1999）のオープン以来、四季折々の自然を楽しめる場として市民の憩いの場となっている。

当敷地と隣接する馬場花木園一帯は、丘陵地に形成された谷戸田の雰囲気を良く留めており、北側の丘陵を背に建つ旧藤本家住宅主屋及び東屋は、かつての旧馬場村の農村風景を今に伝える貴重な遺構である。

現在、馬場花木園として整備されている敷地は、かつては澤野家の屋敷地であり、なだらかに傾斜する敷地の南には水田が広がっていた。昭和17年（1942）頃、前所有者である藤本家が建物と敷地を購入した。その後、昭和56年（1981）頃より、藤本家により水田の一部は菖蒲園として開放され、花菖蒲や牡丹の季節には多くの人で賑わったとされる。当地は、水田から菖蒲園、公園へと姿を変えながら、長く市民に親しまれてきた場所である。また、かつて水田の用水として利用されていた、丘陵の斜面地から湧き出る湧水（ハケ水）は、後に菖蒲の栽培に利用され、現在も花木園のショウブ田に注いでいる。

主屋は、江戸時代末期から明治初期にかけて建てられたと推察される茅葺の民家で、大正2年（1913）頃²、澤野家によって港北区篠原より当地へ移築された。主屋はその歴史的、建築的、景観的価値から平成4年（1992）に「藤本家住宅旧主屋」として横浜市認定歴史的建造物に認定された。

東屋は、茅を保管するために建てられた茅葺の納屋で、後に改修され、茶室として利用されていたようである。

旧藤本家住宅主屋及び東屋は、所有者が変わりながらも、近年まで個人住宅として住み継がれ、菖蒲園を始めて以降は、休憩所や会合所として使われてきた。平成25年（2013）に主屋及び東屋とその敷地一帯を横浜市が買い取り、今後は当敷地を馬場花木園の一部として整備し、主屋及び東屋を公園内施設（歴史的建造物）として活用する計画である。

横浜市は、この茅葺の屋根（燃材料）及び囲炉裏のある歴史的建造物を保全、活用するため「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」（平成26年7月1日施行）の「特定景観形成歴史的建造物」に指定し、建築基準法第3条第1項第3号の規定に基づき、「条例で定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物であって、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの」として適用除外を受け、保存することとした。

その前提として、旧藤本家住宅主屋及び東屋の適切な保護は不可欠である。よって、現在における本建物の景観遺産、文化遺産としての位置付けや、建造物の保存活用の基本方針を整理し、保存範囲、取り扱い基準等を定め、今後の望ましい保存管理と活用のあり方について、認識の共有を図るため、本計画を策定する。

1 特殊公園の一種で、主として風致（自然の風景などのおもむき、味わい）の享受の用に供することを目的とする都市公園。良好な自然的環境を形成する土地を選定して配置されたもので、自然地理的条件を活用した修景施設を中心に配置された営造物公園であり、都市施設である。（国土交通省 都市計画運用指針より）

2 棟木の墨書より、大正2年（1913）に澤野富次郎によって上棟されたことがわかっている。

2. 計画の範囲

図1-1は、旧藤本家屋敷地及び馬場花木園全体の敷地図である。

本計画の対象となるのは、既存の公園範囲に、平成25年（2013）に市が買い取った旧藤本家屋敷地を加えた範囲（図中の赤線で囲んだ範囲）である。



図1-1. 計画対象範囲図

3. 旧藤本家住宅及びその周辺の保護等

(1) 市認定歴史的建造物への認定

旧藤本家住宅主屋は、平成4年（1992）に市認定歴史的建造物に認定された。認定時の名称は「藤本家住宅旧主屋」である。なお、東屋は、認定歴史的建造物の外構の一部としていた。認定の際に「保全と活用に関する計画」が策定されている。

横浜市認定歴史的建造物

藤本家住宅旧主屋

保全と活用に関する計画

藤本家住宅旧主屋は、横浜市を代表する歴史的建造物であり、景観上特に重要な価値があると認められます。これを将来にわたり活用していくため、所有者藤本達雄と横浜市長は、「歴史を生かしたまちづくり要綱」の規定により、ここにその保全と活用に関する計画を相互の協議により定めました。この計画に基づき所有者は、当該建造物の適切な保全と活用を図り、横浜市長はそれに対する支援に努めることとします。

平成4年1月31日

1. 歴史的建造物の概要

- (1) 名称 藤本家住宅旧主屋
- (2) 所在地 横浜市鶴見区馬場2-17-6
- (3) 建築年代 江戸末期～明治初期
- (4) 施工者 不明
- (5) 建築概要 木造平屋建、寄棟造、茅葺き
- (6) 建築規模 桁行8間、梁間5間
- (7) 建築面積 38坪
- (8) 敷地面積 約6000坪

2. 沿革

当家は、旧馬場村の丘陵に挟まれた谷戸の、最も奥まったところにあり、かつては谷戸田と呼ばれる水田地帯であった。丘陵の斜面下からは湧水（ハケ水）が湧き沈沢地をつくり、水田の用水となっていたのである。現在でも、その水を利用して花菖蒲の栽培が行われ、今なお失われていない谷戸の景観と閑静な環境を求め、季節には5万人もの入場者があるなど市民に親しまれている場所である。

この屋敷地はかつて馬場村の旧家澤野一族の所有地であり、昭和17年、福沢諭吉の孫駒吉氏が役員をしていた鶴見曹達が購入するはずであった。しかし、会社は取得を取りやめ、代わって当時鶴見曹達の設計・測量関係の仕事をしていた藤本達雄氏の父が購入し、疎開のため移り住んで、以降定住し現在に至っている。敷地内には、港北区の篠原から移築された茅葺きの農家（旧主屋）があり、疎開以降これが藤本家の主屋となってきたが、昭和56年ごろ菖蒲園を始めるにあたり屋敷地の北側傾斜地に父親夫妻の家を新築し、さらに平成2年には旧主屋の裏手に新しい主屋を建て、達雄氏親子が住むこととなった。旧主屋は、花菖蒲や牡丹の開園時に休憩所等としての使い方をされるようになった。

なお、屋敷地には東屋1棟があり、開園時には休憩や会合等に供されているが、旧主屋と併せて田舎風の情趣を醸し出している。桁行8間、梁間2間寄棟の茅葺きで、炉のある土間と、6畳の座敷で構成されている。樹木の多い自然環境の中で欠かせぬ点景となっている。

3. 建物の特徴

この建物は、港北区篠原より明治39年に移築され、澤野一族によって住まわれていたものである。それ以前の屋敷地は、現在の建物の背後の傾斜地にあったが、移築にあたって前（南）に出したようである。

規模は桁行8間、梁間5間で、右手にダイドコロ（土間）があり、間取りは整型四ツ間型となっている。

ダイドコロの奥は現在板敷きとなっているが、元は土間続きであり裏側へ通り抜けできた。その北側に張り出しの床があってカッチが設けられていた。

居室部は南側にザシキとデイ、北側にチャノマとナンドが並ぶ整型四ツ間取りで、土間境に大黒柱が配される。南側と西側には縁がつくが、ザシキ前の縁は外縁で、一般的にはここが玄関として使われていた。デイの縁は内縁で廻り縁となっていて、内便所が設けられている。北側の縁は後から付けられたもので当初はなかったものである。

ザシキは日常的な接客に使われるもので、デイは冠婚葬祭に使われる客座敷である。

チャノマは、食事、団欒に使われる居間で、ナンドは夫婦の寝室で、その北側と西側はかつて壁で閉ざされていた閉鎖的な部屋であった。

このような典型的な整型四ツ間取りの間取りは、南関東では江戸末期から明治初期に出来あがったものであるが、それに大黒柱と高い差し鴨居が加わって完成する。この建物はそのような雰囲気を良くとどめたものと言える。

4. 建築年代

建築年代は不詳であるが、この建物は明治39年篠原から移築されたものであるとの墨書が、この旧主屋の西側にあった納屋の板に記されていたと伝えられていることや、様式、技法からみて江戸末期から明治初期頃と推定される。

5. 歴史的建造物としての価値

（1）建築的・歴史的価値

この建物は、江戸時代末期から明治初期、南関東で成立した整型四ツ間取りで、構造的にも大黒柱や差し鴨居などを備えた典型的な技法を示している。また、移築されたものとは言え、後世の改修も少なく、当初の状況を良くとどめている。開港を挟んだ時期における横浜市域での、典型的な農家のたたずまいを伝える貴重な建築である。

（2）景観的価値

この屋敷地は、鶴見丘陵地に形成された谷戸田の雰囲気を良く残しており、水田から菖蒲園に変わったとはいえ、かつての原風景をよくとどめている。周辺部が住宅地となってしまった中で、オアシス的緑地として貴重な存在である。そしてその恵まれた自然環境に囲まれて旧主屋の建物と東屋がかつての農村風景としてマッチしており、来園者に安らぎを与えてくれる。適度にまとまった広さをもつ谷戸田と農家が調和した、得難い歴史的景観と言える。

6. 現状に対する考察

（1）老朽度

建物の軸部は補修等により、殆ど傷みもみられず、まだ十分使用に耐えうるが、屋根の茅に傷みが見られ雨漏りの原因ともなるので早急に、差し茅等で補修する必要がある。

(2) 改修の度合

屋根の茅は、部分的に葺き直しをしていたため、全面的に葺き替える必要はないが、葺き厚が異なっているところに段差ができていたり、また押え竹が一部露出しているので、差し茅等で補修すれば十分である。

7. 保全の方向性

旧主屋、東屋は恵まれた自然環境の中であって、あたかも鶴見の村落の原風景的景観を醸し出している。従って保全にあたっては、建物の歴史的価値だけでなく、景観的価値を高めるよう屋敷地全体の保全整備等も考慮することが大切である。

8. 保全する部位等

(1) 保全する部位（指定図 赤色表示）

	部 位	材料・仕上げ等	保全改修内容
ア.	屋 根	茅葺き	差し茅により全面的に傷んだ箇所を葺き直す。
イ.	外壁4面	下見板張り	原則として現況のまま保全する
ウ.	外 構		旧主屋周辺部、東屋、特に前庭、裏庭等にもある程度の整備を施し、利用鑑賞しやすい配慮が必要である。新主屋との動線の区切りをつけるため簡略な垣を設けたりすることも考慮したい。

(2) 公開

旧主屋は、菖蒲や牡丹の開園時だけではなく集会、会合、散策にも供されるよう配慮されることが望ましい。しかし居住部と一体化していることもあり、防災、動線計画、サイン等特別の配慮が必要である。

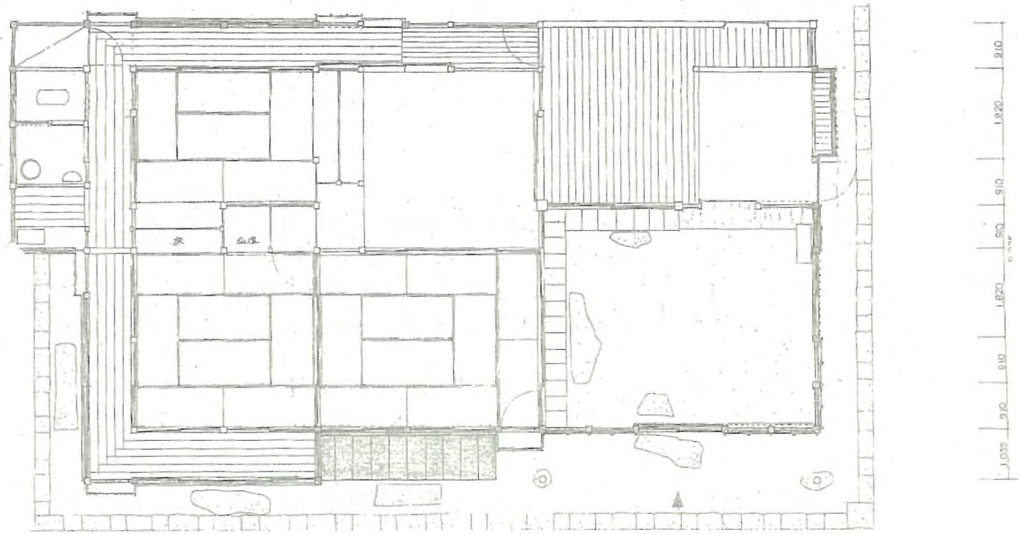
9. 関係図面

(1) 保全部位指定図（平面図・立面図・屋根伏図）

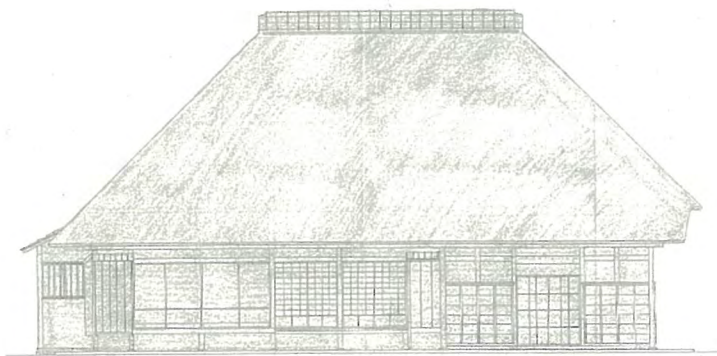
(2) 外構関係図



案内図



平面図



南立面図



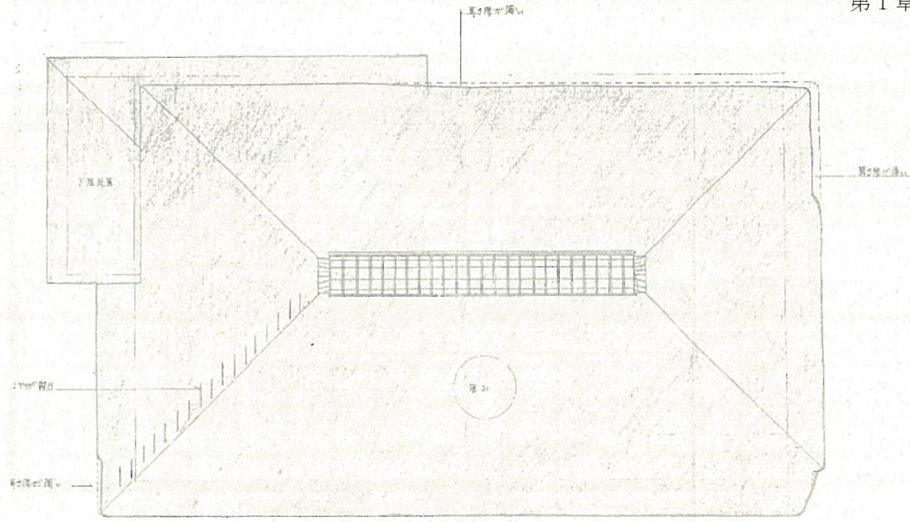
東立面図



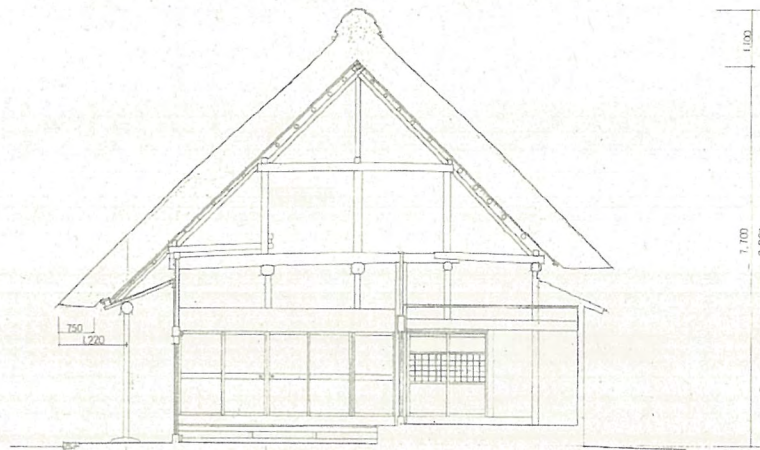
北立面図



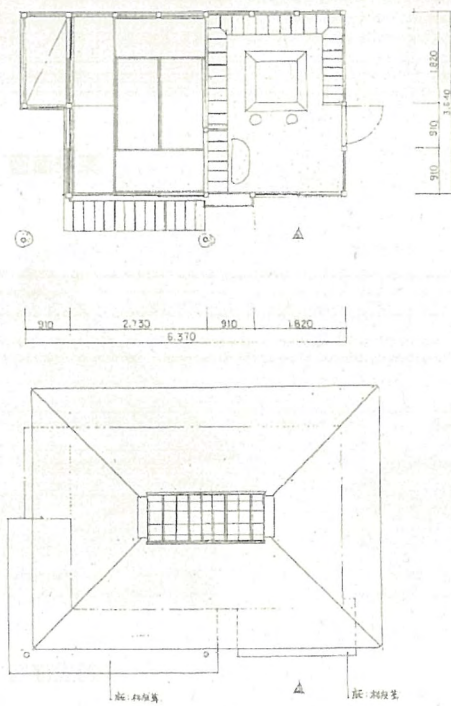
西立面図



屋根伏図



梁間断面図



外構参考図

東屋 平面図・屋根伏図・断面図

（2）周辺の保護等

ア 周辺の状況等

本計画地は、保全地区等の指定はなされていないものの、各行政計画の中に、自然保護についての目標と方針が定められている。（巻末「参考資料」参照）

まず、横浜市都市計画マスタープラン・鶴見区プラン「鶴見のまちづくり」の中で、崖地の樹林の開発抑制や保全、農村的な雰囲気のある住宅地の景観や環境を維持することが挙げられている。

本計画地は、丘陵に形成された谷戸の地形を良く留めており、恵まれた自然環境の中に建つ茅葺の主屋と東屋は、かつての農村風景を偲ぶ貴重な遺構として、その景観を維持することが重要である。

また、「鶴見のまちづくり」に定められた地域別プランでは、本計画地は寺尾地域に該当する。寺尾地域では、地域を特徴づける樹林地や池・湧水など残されている自然への関心を高め、保存の仕組みを検討することを挙げている。さらに、水・緑の環境を活用した水と緑の回廊形成を進めることを施策方針とし、水辺の保全や水質向上のための発生源対策、水域浄化を進めている。

旧藤本家屋敷地には、丘陵地から湧水（ハケ水）が湧き出ており、かつては谷戸田（水田）の用水として利用された。菖蒲園となってからは菖蒲の栽培に利用され、現在でも馬場花木園のショウブ田に注ぎ、公園の水と緑の環境形成の一助となっている。

また、本計画地の南東には入江川が流れ、小川のせせらぎと散策路を整備した、入江川せせらぎ緑道¹が約1 kmにわたって続く（写真 1-1）。

当計画地の整備にあたっては、古くからこの地に住む人々の生活に根付いた湧水（ハケ水）を保全すると共に、周辺地域との水と緑の回廊を意識した整備が必要不可欠である。

1 「入江川せせらぎ緑道」では、下水道の整備により機能を失った水路に神奈川下水処理場で高度処理した下水処理水を送水し、せせらぎと緑あふれる遊歩道を整備した。（国土交通省HP 甦る水 100 選より）

イ 周辺の公園・歴史的建造物等

本計画地周辺には多くの公園や歴史的建造物が存在する。本計画の実施にあたっては、地域活性化を図る上で、周辺の歴史的施設や遺構、史跡等と連携した情報発信等を検討する必要がある。

表 1-1 公園・史跡・歴史的建造物等

No.	名 称	所在
3	旧横溝家住宅 ：市指定有形文化財	獅子ヶ谷 3 丁目
6	獅子ヶ谷市民の森 ：公園	獅子ヶ谷町
7	渋沢金井公園 ：公園	北寺尾 6 丁目 24
8	二ツ池 ：公園	駒岡 1 丁目・獅子ヶ谷 1 丁目
9	旗本久志本家歴代の墓所 ：地域史跡名勝天然記念物	駒岡 3 丁目
11	県立三ツ池公園 ：公園	三ツ池公園 1 丁目 1
23	二力領用水路地跡 ：地域史跡名勝天然記念物	
26	馬場赤門 (旧澤野家屋敷地内) ：市認定歴史的建造物	馬場 2 丁目 23
27	東寺尾ふれあい樹林 ：公園	東寺尾 1 丁目
29	入江川せせらぎ緑道 ：緑道	東寺尾 1 丁目
30	馬場花木園 旧藤本家住宅主屋及び東屋 ：公園 ：特定景観形成歴史的建造物	馬場 2 丁目 20-1
31	馬場稻荷	馬場 3 丁目
32	寺尾城址 ：地域史跡名勝天然記念物	馬場 3 丁目
35	鶴見配水池	馬場 3 丁目 29
39	生麦事件碑 ：地域史跡名勝天然記念物	生麦 1 丁目 16
45	總持寺 ：登録有形文化財（鐘楼・仏殿他）	鶴見 2 丁目
57	鶴見神社境内貝塚 ：市指定史跡名勝天然記念物	鶴見中央 1 丁目
60	鶴見橋関門旧跡 ：地域史跡名勝天然記念物	鶴見中央 2 丁目
62	市場一里塚 ：地域史跡名勝天然記念物	市場西中町 4 丁目



図 1-2. 計画地周辺の歴史的建造物等
(出典:「鶴見のみどころ 80」鶴見区役所生活衛生課 2007年9月)

4. 計画策定の経過

馬場花木園（風致公園）は、丘陵の起伏に富んだ地形やハナショウブの栽培されるショウブ田等、四季折々の自然が楽しめる場として市民に親しまれている。

旧藤本家住宅主屋及び東屋とその屋敷地は、平成25年（2013）に横浜市が買い取り、今後、馬場花木園に組み込まれ、建物は公園内施設（歴史的建造物）として保存活用される。

市は、横浜市認定歴史的建造物である茅葺屋根の主屋と、加えて外構の一部としていた東屋を、その景観上、歴史上の重要性から、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」の「特定景観形成歴史的建造物」候補とし、指定申請することとした。更に茅葺屋根の本建物は、指定を受けることで「建築基準法第3条第1項第3号 保存建築物」同等として、建築審査会の同意を得て建築基準法の適用除外を受けて整備する方針とした。

なお、「特定景観形成歴史的建造物」の指定を受けるに当たっては、保存活用計画の策定（同条例14条の4）が義務付けられている。

（1）検討打合せ会議等の実施

横浜市は、この計画策定に当たって内容等を検討するため、市関係局、基本設計委託業者（株式会社建文）にて検討打合せ会議を実施した。

なお、この検討打合せ会議は、市環境創造局公園緑地部緑地整備課が主体となり、市建築局建築部施設整備課と共同して事務にあたった。なお、株式会社建文は素案作成等の業務を行った。

表1-2 検討打合せ会議 構成

担 当	所 属
全体事業主体 公園整備設計関係	環境創造局公園緑地部緑地整備課
建築設計関係	建築局公共建築部施設整備課
景観条例関係	都市整備局企画部都市デザイン室 都市整備局地域まちづくり部景観調整課
建築基準法関係	建築局建築指導部建築環境課 建築局建築指導部建築安全課（意匠担当）
建築基本設計委託業者	株式会社建文

5. 計画の周知

この計画を策定した横浜市は、市民・関係機関等へこの計画の趣旨を周知するよう努める。

第2章 計画の概要

1. 特定景観形成歴史的建造物の概要

(1) 名称等

表 2-1 特定景観形成歴史的建造物の概要

名称及び員数	旧藤本家住宅主屋及び東屋 主屋 1 棟 東屋 1 棟
認定等	横浜市認定歴史的建造物
認定年月日	平成4年（1992）1月
構造及び形式	主屋 木造、平屋建て、寄棟造茅葺、下屋棧瓦葺 建築面積：149.02 m ² （45.1 坪） 東屋 木造、平屋建て、寄棟造茅葺、下屋杉皮葺 建築面積：23.29 m ² （7.0 坪）
所有者等の氏名及び住所	ア 名称 横浜市 イ 住所 鶴見区馬場2丁目20 ウ その他 管理団体：未定

(2) 概要

ア 立地条件

本計画地は鶴見区西部、旧馬場村の丘陵に挟まれた谷戸にあり、かつては谷戸田と呼ばれる水田地帯であった。現在は、公園（馬場花木園）として整備され、谷戸田の一部がショウブ田に姿を変えているが、丘陵地に形成された谷戸の地形を良く残している（写真 1-0）。平成 11 年（1999）に開園した馬場花木園一帯も、かつては旧藤本家屋敷地であった。

敷地の北側は丘陵地で、竹林等が広がっている。旧藤本家住宅主屋及び東屋は、この丘陵の斜面地を背にした台地の上に建つ。台地の南はなだらかに傾斜し、ショウブ池を一望することができる。本計画地の敷地面積は約 19,979.39 m²で、旧藤本家屋敷地（古民家ゾーン）は今後、花木園の一部として整備される。

敷地へ足を踏み入ると、木々に囲まれた通路を進んだ先に、南面して茅葺屋根の主屋が建つ。切石を敷いた犬走りがあり（現在敷石は撤去されている）、主屋の建つ地盤は、周囲よりわずかに地盤を高くしている。主屋の西側には、同じく茅葺屋根の東屋が建つ。東屋は主屋とほぼ平行に南面して建ち、主屋同様、周囲よりわずかに地盤を高くしている。



写真 2-1. 昭和 22 年（1947）7 月 24 日撮影航空写真
（国土交通省国土政策局HPより）

なお、口伝によると、現在ある主屋を移築する前には、澤野家の旧主屋が丘陵地上の台地に建っていたとされる。

丘陵の斜面下からは湧水（ハケ水）が湧きでており、かつては水田の用水として利用されていた。その後、藤本家によって水田の一部は菖蒲園として開放され、湧水（ハケ水）はハナシヨウブの栽培に利用されていたという。この湧水（ハケ水）は、現在でも主屋の正面を横断し、主屋南に設けられた小さな庭に風情を添える小川となり、園内のシヨウブ田へ注いでいる。

イ 創立沿革¹

当屋敷地はかつて馬場村の旧家澤野家一族の所有地であり、昭和17年福沢諭吉の孫駒吉が役員をしていた鶴見曹達²が購入するはずであった。しかし、会社は取得を取りやめ、代わって当時鶴見曹達の設計・測量関係の仕事をしていた藤本達雄氏の父が購入し、疎開のために移り住んだとされる。以降定住し、平成25年（2013）に横浜市が買い取るまで、藤本家の住宅として住み継がれてきた。

主屋は、港北区の篠原から移築されたとされる。棟木の墨書から、澤野富次郎によって大正2年（1913）3月に上棟したことが確認されている³。

前所有者である藤本達雄氏によると、東屋は、茅を保管する納屋を改修したもので、かつてはこの様な茅葺の納屋が、他に5～6棟建っていたようである。建築年は不明である。

ウ 施設の性格

旧藤本家住宅主屋は、港北区篠原より移築され、大正2年（1913）頃に澤野家によって建てられた住宅（茅葺屋根をもつ民家）である。澤野家の歴史や生業については明らかとなっていないが、かつて主屋の南（現在の花木園）には水田が広がっていたことから、農家であったと考えられる。

昭和17年（1942）頃、藤本家が本屋敷地及び建物を購入し、疎開のために移り住んだ。当時の藤本家当主（藤本達雄氏の父）は、鶴見曹達の設計・測量関係の仕事をしており、この頃には農家としての機能は失われ、一般住宅として使われたと推察される。平成25年（2013）に横浜市が、旧藤本家住宅主屋及び東屋とその敷地一帯を買い取るまで、主屋は農家から住宅へとその機能を変えながらも、個人住宅として住み継がれてきた。

東屋は、茅を保管する納屋として建てられたものを藤本達雄氏が改修し、茶室として使用していたようである。

なお、藤本家は昭和56年（1981）頃、水田の一部を菖蒲園として開放するようになる。その際、主屋の北側斜面地に達雄氏の父親夫妻の家を新築し⁴、主屋及び東屋は休憩や会合等に

1 「横浜市認定歴史的建造物 藤本家住宅旧主屋 保全と活用に関する計画」平成4年1月13日より

2 鶴見曹達（つるみそーだ）は、苛性ソーダや塩素など電解製品の製造を行っていた企業である。平成14年（2002）に東亜合成の完全子会社となったが、その後の平成25年（2013）には同じく完全子会社の日本純薬と共に東亜合成へ吸収合併された。

3 主屋の建築年について、「横浜市認定歴史的建造物 藤本家住宅旧主屋 保全と活用に関する計画」に「明治39年篠原から移築されたものであるとの墨書が、この旧主屋の西側にあった納屋の板に記されていたと伝えられている」との記載がある。当敷地内には、かつて5～6棟の納屋が建っていたとされ、上記の計画書に記載された納屋が、現存する納屋（現東屋）を指すものか不明である。また、東屋の板に墨書は確認できない。なお、平成25年の調査で、主屋は大正2年（1913）3月に上棟したことが、棟木の墨書から確認された。

4 達雄氏の父親夫妻の家や、主屋の裏手に建てられた新しい主屋の建築年代については、「横浜市認定歴史的建造物 藤本家住宅旧主屋 保全と活用に関する計画」に記載された内容を引用しているが、過去の航空写真と年代的に不整合が見られるため、前所有者である藤本達雄氏へ開取り調査等を実施する必要がある。

利用されるようになった。また、近年では、主屋北西側の[土間]を達雄氏の事務所として使用した時期もあったと云う。平成2年（1990）には、主屋の裏手に新しい主屋を建てているが、昭和56年に建てられた住宅共に、近年解体され現存しない。

今後、主屋及び東屋は、花木園の公園内施設（歴史的建造物）として保存活用される予定である。

エ 主な改造時期とその内容

主屋及び東屋共に、改変等を示す資料は残されていない。

主屋には、様々な時期の痕跡が確認されるため、各改変の年代特定は困難であるが、間取り等の改変が行われていることは確かである。

なお、横浜市認定歴史的建造物へ認定された平成4年（1992）の図面より、近年の改修についてはある程度把握することができる。[土間]はかつて、南西側の約1間四方の範囲を除いて、板張りであった。「横浜市認定歴史的建造物 藤本家住宅旧主屋 保全と活用に関する計画」（以下、「保全と活用に関する計画」）によれば、板張りとなる以前はダイドコロと土間続きであり、裏側へ通り抜けできたようである。さらにその北側に張り出しの床があり、カッテが設けられていたとされる。現在はタイル敷きに改修されている。[土間]北側の外壁は解体され、現在は合板で覆われている。主屋の裏手に建っていた住宅（洋館）は、主屋の[土間]北側に接していたと考えられ、洋館を解体する際に、繋ぎ部分である[土間]の壁を合板で塞いだと推察される（解体年は不明）。

平成4年（1992）の図面では、ダイ北の床脇は幅約半間の仏壇と押入が並んでいるが、現在は幅約1間の[押入]に改修されている。また、部屋名称が記載されていないが、チャノマとナンド境に、床の間のような平面が描かれている。痕跡調査より、かつては押板であったと推察される。北側の[廊下]及び水廻りは、近年の改修、増築であると考えられる（平成4年には既に現在の姿であった）。

また、平成10年（1998）には、小屋組の補強工事（筋違、火打梁の新設）及び床組補修工事を実施しており、報告書としてその記録が残されている¹。

東屋は、元々茅を保管する納屋として建てられたものを改修したもので、その改修年代は不明である。藤本達雄氏によれば、かつては掘立て柱で、基礎及び土台を廻したのは後の改修による。また、平成22年（2010）頃に外壁の改修や庇の修理を行っている。

表 2-2 改修履歴

	年代	内 容
主屋	昭和56年頃	屋敷地の北側斜面地に前当主藤本達雄氏の父親夫妻の家を建てる（*1）
	平成2年	主屋の裏手に前当主藤本達雄氏親子の新しい主屋を建てる
	平成4年～ 平成10年の間	チャノマ・納戸境の物入等を撤去 （*1掲載写真と*2掲載図面の比較より年代推察）
		チャノマに囲炉裏を設置 土間東面、開口部の改変

1 「藤本家住宅旧主屋の小屋組による構造補強について」平成10年1月20日

	年代	内 容
主屋	近年	[土間]をタイル貼りとする
		主屋北の洋館を解体（*1より平成4年までは現存） ※現在の[土間]北の壁改修も同時期と推察される
	不明	チャノマ・ザシキを仕切り、2室とする
		ダイドコロ（土間）を南北に仕切り、2室とする（*1）
東屋	不明	[土間]通り抜け部分を板張りとする（*1）
		西から北にかけて[廊下]、その南西に水廻りを増改築し、棧瓦葺の下屋を架ける
東屋	不明	納屋を東屋へ改修
		切石布基礎及び土台を廻す 柱の根継ぎ 壁に筋違を新設

*1：「横浜市認定歴史的建造物 藤本家住宅旧主屋 保全と活用に関する計画」平成4年1月13日 より

*2：「藤本家住宅旧主屋の小屋組による構造補強について」平成10年1月20日 より

主 屋



写真 2-2 主屋南東外観



写真 2-3 主屋北東外観



写真 2-4 主屋 ダイドコロ内観（東側）



写真 2-5 主屋 [土間]内観（東側）



写真 2-6 主屋 ザシキ内観(北東側)



写真 2-7 主屋 デイ内観(北側)



写真 2-8 主屋 チャノママ内観(西側)



写真 2-9 主屋 ナンド内観(南側)

東 屋



写真 2-10 東屋南東外観



写真 2-11 東屋北西外観



写真 2-12 東屋 [土間]内観(南側)



写真 2-13 東屋 [座敷]内観(西側)

（3）歴史的建造物の価値

ア 歴史的、文化的、建築的価値

旧藤本家住宅主屋は、江戸末期から明治初期に、現港北区篠原に建てられた茅葺民家（農家）を、大正2年（1913）頃に旧馬場村の旧家澤野家が購入し、本敷地に移築したものである。移築地（本敷地）は丘陵に挟まれた谷戸で、主屋はその北東の丘陵を背に南面して建ち、主屋南西には谷戸田が広がっていた。昭和17年（1942）頃、藤本家が屋敷地ごと購入して疎開・移住し、昭和56年（1981）頃に谷戸田の一部を菖蒲池へ再整備して地域の人々へ開放した。開放後の主屋は、休憩施設として利用された。

現在の間取りは右土間、整形四つ間であるが、痕跡等から元々は広間型とされ、土間境中央に大黒柱が建ち、土間境、部屋境は差鴨居を多用している。建物の建ちは高く、小屋組は上屋と一の下屋からなり、南正面から西面は化粧極木天井として茅を葺き下ろしている。なお、本敷地南西の「馬場の赤門」として親しまれている市認定歴史的建造物の旧澤野家長屋門（江戸末期に旧馬場村を含む四村の名主を努めた旧家。安政2年（1855）頃の建築とされる。）の門通路部分に塗られた朱弁柄同様、当家の戸袋は弁柄が塗られている。

主屋は谷戸に移築された民家として、時代の要求に伴う敷地利用等に応じて民家、個人住宅から休憩施設へとその使い方を変化させ、茅葺屋根の姿を維持しながら現在まで利用されてきた。

規模、間取りなど、それぞれの場所、時代で改変がなされ、当初の姿を明らかにすることは困難ではあるが、建築以後、茅葺屋根の民家としての姿を維持しながら、各所有者、時代、周辺環境と共にその歴史的、文化的価値を積層してきた貴重な遺構といえる。また、横浜市内で移築されて現存してきた茅葺民家として、その建築的、資料的価値も高いと評価される。

なお、主屋西に建つ茅葺屋根の東屋は、納屋を茶室として改修したもので、主屋と一体となって、農家の屋敷を形成してきた附属屋の遺構として評価される。

イ 景観的価値

旧藤本家住宅主屋は、鶴見区西部の旧馬場村の丘陵に挟まれた谷戸に立地し、主屋はその北東の丘陵を背に南面して建つ。

主屋南西は、かつては谷戸田が広がっていたが、現在はその一部をショウブ田とした馬場花木園（風致公園）で、地域の人々の憩いの場として親しまれている。

主屋裏の丘陵は竹林やケヤキ等の樹林が育成し、丘陵から沸いた湧水（ハケ水）が主屋前を東西へ横断するせせらぎとなり、現ショウブ田（当時の谷戸田、菖蒲池）へ流れ落ちる。丘陵と谷戸が織りなす起伏のある地形と、湧水（ハケ水）、ショウブ田（谷戸田の一部）、茅葺主屋と附属屋（納屋＝東屋）は、往時の本地域の谷戸田の原風景を彷彿とさせ、かつ、今に伝える貴重な歴史的景観である。



写真 2-14 花木園より東屋を見る

2. 歴史的建造物保護の経緯

(1) 保存事業履歴

主屋については、市認定歴史的建造物への認定（平成4年（1992）1月）後、平成10年（1998）に小屋組の補強及び床組の補修を行っている。それ以前には、昭和55年（1980）頃に小屋筋違を数カ所設けたと記録されている。その他には修理記録等が残されていないため、詳細は不明だが、建物の仕様や構法、痕跡等より、幾度かの修理を行っていたことは明らかである。

修理履歴について年代、その詳細は不明であるが、下表にまとめる。

表 2-3 修理履歴

	年 度	内 容	経費負担
主屋	昭和55年頃	小屋筋違の新設（*1に記載有）	不明
	平成10年	小屋筋違、火打梁の新設。床組の補修（*1）	不明
	不明	茅の葺き替え	不明
東屋	平成22年頃	壁補強（筋違の設置）、庇の修理	不明
	不明	茅の葺き替え	不明

*1：「藤本家住宅旧主屋の小屋組による構造補強について」平成10年1月20日 より

(2) 活用履歴

旧藤本家住宅主屋は、港北区篠原より移築され、大正2年（1913）頃に澤野家によって移築された民家である。昭和17年（1942）頃、藤本家の所有となってからも、平成25年（2013）に横浜市が買い取るまで、個人住宅として住み続けられてきた。

また、藤本家は昭和56年（1981）頃、水田の一部を菖蒲園として開放するようになり、主屋及び東屋は休憩や会合等に利用されるようになった。近年では、主屋北西側の[土間]を達雄氏の事務所として使用した時期もあったと云う。

東屋は、茅を保管する納屋として建てられたものを藤本達雄氏が改修し、茶室として使用していたようである。